

**長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済における定年延長に伴う
加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱要領**

1 目的

本要領は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）の規定に基づく 65 歳までの雇用確保の義務化及び公務員の定年制度見直しを受け、加入施設等において定年延長が行われたことによる俸給月額が減額となった加入者（以下「減額加入者」という。）について、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程（以下「規程」という。）附則の規定により、別に定めることとされている標準給与、掛金及び給付等に関する特例的な取扱いを定める。

2 定義

この要領において「旧定年日」とは加入施設等において定年延長が行われる前の定年になった日を、「新定年日」とは加入施設等において定年延長が行われた後の定年になった日をいう。

3 標準給与

減額加入者の標準給与は、旧定年日が属する月の翌月初日の俸給月額により決定し、旧定年日が属する月の翌月から適用する。

4 掛金

減額加入者の掛金額は、3 に定める標準給与に基づき規程第 5 章に定める方法で算出し、徴収する。

5 給付

減額加入者の規程第 15 条第 1 号から第 4 号までに定める給付は、次のとおりとする。

(1) 退職年金の額

アとイとの合計額とする。

ア 旧定年日の翌日が属する月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間に応じた規程別表（1）又は次の表に定める率を乗じて得た額

(表) 減額加入者のうち、旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間が 15 年以上 20 年未満かつ新定年日までの加入者期間が 20 年以上となるものについて適用する。

加入者期間	支給率	加入者期間	支給率
15 年	0.455	18 年	0.562
16 年	0.484	19 年	0.602
17 年	0.523		

(注) 加入者期間に 1 年未満の端数を生じた場合の支給率は、次のとおりとする。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……… A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……… B

$$\text{支給率} = (B - A) \times (\text{端数月数} / 12) + A$$

・支給率は、小数点以下第 4 位を切り上げ第 3 位とする。ただし、小数点以下第 4 位が「0」の場合は切り捨てるものとする。

・旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間が 19 年を超え 20 年未満の場合、B は規程別表（1）に定める加入者期間 20 年に応じた支給率とする。

イ 加入者の資格を喪失した月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に、加入者の資格

を喪失した月の前月までの加入者期間に応じ規程別表（１）に定める率からアにおいて適用した率を控除した率を乗じて得た額

（２）退職一時金の額

アとイとの合計額とする。

ア 旧定年日の翌日が属する月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に、旧定年日の翌日が属する月の前月までの加入者期間に応じた規程別表（２）に定める率を乗じて得た額

イ 加入者の資格を喪失した月の前月以前の加入者期間 1 年間の平均標準給与に、加入者の資格を喪失した月の前月までの加入者期間に応じ規程別表（２）に定める率からアにおいて適用した率を控除した率を乗じて得た額

（３）遺族一時金の額

ア 減額加入者が加入者期間 20 年以上で死亡したとき。

（１）に定める方法で算出した額に規程別表（３）に定める率を乗じて得た額

イ 減額加入者が加入者期間 20 年未満で死亡したとき。

（２）に定める方法による。

（４）年金に代えて支給する一時金の額

退職年金の受給権者が、裁定請求と同時に一時金の支給を申し出たとき。

（１）に定める方法で算出した退職年金の額に一時金の支給を申し出たときの年齢に応じ、規程別表（３）に定める率を乗じて得た額

6 その他

この要領の実施細目は、別途規程施行細則に規定する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。